

## 「京都市環境影響評価等に関する条例改正に向けた考え方について」に関する市民意見募集結果について

### 1 市民意見募集の概要

- (1) 実施形態 京都市環境審議会（以下「審議会」という。）が条例の改正に向けた考え方について中間とりまとめを行い、この内容について、審議会が市民等に意見募集を行いました。
- (2) 募集期間 平成24年7月20日（金）～8月19日（日）
- (3) 募集方法
  - ・各区役所・支所，エコまちステーション及び市役所庁舎案内所において「条例改正に向けた考え方」についてのリーフレットを配布
  - ・環境管理課ホームページに掲載
- (4) 意見提出方法 FAX，郵送又は電子メール
- (5) 御意見数 応募者 30名，意見数 96件

(内訳)

総論	7件
計画段階環境配慮について	27件
電子縦覧について	4件
法対象事業に対する条例手続の付与について	10件
対象事業の拡大について	24件
工事を複数回に分けた事業への制度の適用について	6件
その他	18件
<b>合計</b>	<b>96件</b>

## 2 御意見の概要とそれに対する審議会の考え方及び事務局からの補足

項目	御意見の概要	件数	御意見に対する審議会の考え方（〔 〕内は事務局からの補足）
総論	<p>適正に改正されている。</p> <p>自然環境や景観が損なわれることが懸念されるため、事業の着手前にその影響を十分に考慮することは重要なことである。</p> <p>法を条例が補完し成立している我が国の環境影響評価制度において、条例改正はレベル向上につながることを期待され、賛成である。</p>	5	<p>賛同いただいた御意見を踏まえ、条例が適正に改正されるものと考えます。</p> <p>[条例改正に反映しました。]</p>
	<p>現行の要綱に掲げる第三種計画については、条例に移行することも検討すべきである。</p> <p>京都市計画段階環境影響評価要綱に規定されている上位計画の扱いを十分整理すること。</p>	2	<p>現行の京都市計画段階環境影響評価要綱に規定する第三種計画は、すべて京都市が策定する計画であり、引き続き、現行の要綱を運用されるなかで、上位計画の扱いも検討されるものと考えます。</p> <p>[要綱を見直しました。]</p>
計画段階環境配慮について (制度全般)	<p>住民の意見をより早期に聴き、事業計画に反映させることに賛成である。</p> <p>事業の計画段階で環境にどのように配慮しているのか、配慮した計画としているのかを一般市民が事前に知ることができる良い制度である。</p>	4	<p>賛同いただいた御意見を踏まえ、条例が適正に改正されるものと考えます。</p> <p>[条例改正に反映しました。]</p>
	<p>計画段階環境配慮手続を条例に含めるのは違和感を覚える。</p>	1	<p>計画段階環境配慮手続は、従来の環境影響評価手続の前段階（計画段階）に行うことに意義があるものと考えます。</p> <p>[計画段階環境配慮手続を条例改正に反映しました。]</p>

項目	御意見の概要	件数	御意見に対する審議会の考え方（〔 〕内は事務局からの補足）
計画段階環境配慮について （制度全般） （つづき）	<p>計画段階環境配慮にどれだけの費用と期間が必要になるのか。</p> <p>予算が厳しい小規模事業の事業者が、独自で手続を踏めるようマニュアルを整備すべきである。</p>	2	<p>計画段階環境配慮手続は事業規模や立地条件，調査の内容によって費用や期間は異なると考えます。</p> <p>京都市において，条例を運用されるなかで，事業者の負担を軽減させるように，検討されるものと考えます。</p> <p>[指導相談等において，手続の軽減を目指した運用を行います。]</p>
	<p>環境影響評価審査会による審査を受ける手続が盛り込まれ，安心できる。</p>	2	<p>賛同いただいた御意見を踏まえ，条例が適正に改正されるものと考えます。</p> <p>[条例改正に反映しました。]</p>

項目	御意見の概要	件数	御意見に対する審議会の考え方（〔 〕内は事務局からの補足）
<p>計画段階環境配慮について （説明会の開催）</p>	<p>説明会が無くても、早い段階で情報の公開がなされ、市民の立場と専門家の立場の双方からの意見が吸い上げられる仕組みができていると考えられる。</p> <p>より具体的な複数案を立てる程、説明会の負荷が増大することになり、制度上の矛盾が生じる。</p> <p>配慮書案の提出後に説明会の開催を義務付けても、事業が具体化していない段階で事業者が話せる内容は極めて少ない。事業者の負担が増えるだけで、住民にもメリットが無い。</p> <p>配慮書案には、専門的な内容が含まれていないことから、説明会を開催しなくても市民は配慮書案の内容を理解できるのではないかと。</p> <p>京都市は、中立的な立場で議事の進行等を管理すべきである。</p> <p>事前に住民向けの勉強会を京都市が開催し、説明会の趣旨を周知することが必要である。</p>	<p>13</p>	<p>計画段階環境配慮の手続に基づき、事業者が、事業予定地の近隣住民等に早い段階から事業計画や環境配慮の内容を明らかにすることにより、事業内容が固まる前に市民等の意見を得ることができ、その結果、事業の進捗が促進されることが期待できると考えます。</p> <p>一方、配慮書案の周知方法を説明会の開催に限ることは、事業者にとって過度の負担となる場合も考えられます。</p> <p>このため、これまで、「京都市計画段階環境影響評価要綱」（京都市事業のみを対象とし、計画段階環境配慮手続を義務付け）では、配慮書案に相当する「報告書案」について、「説明会その他必要な措置を採らなければならない」としていたことから、説明会と同等の効果が見込める方法も認めるものとします。</p> <p>〔説明会のほか配慮書案説明措置を改正条例に規定しました。〕</p>
<p>計画段階環境配慮について （その他）</p>	<p>複数案の設定に京都市外の候補地が含まれる場合、京都市外の事業計画案を審査の対象とできるのか。</p>	<p>1</p>	<p>京都市域内についてのみ審査の対象と考えます。</p> <p>〔条例は、京都市域内の事業計画のみ対象です。〕</p>

項目	御意見の概要	件数	御意見に対する審議会の考え方（〔〕内は事務局からの補足）
計画段階環境配慮について （その他） （つづき）	京都市は、住民意見が反映されるよう責任を持つこと。	1	<p>計画段階環境配慮手続において住民意見が反映されるよう、京都市において、条例を運用されるなかで、検討されるものと考えます。</p> <p>[住民意見が反映されるよう、条例の手続において運用に努めます。]</p>
	計画段階環境配慮が加わるとアセスメント期間が長くなるが、特に民間事業者は、期間が延びることが負担になる。	1	<p>民間事業者等への負担が軽減されるよう、京都市において、条例を運用されるなかで、検討されるものと考えます。</p> <p>[手続等の期間短縮を目指した運用に努めます。]</p>
	京都市内の自然環境等に関する基礎的情報が不十分である。	1	<p>環境影響評価制度の向上に向けて、京都市において、条例を運用されるなかで、検討されるものと考えます。</p> <p>一方で、計画段階環境配慮の手続に基づき、事業者が、事業予定地の近隣住民等に早い段階から事業計画を明らかにすることにより、自然環境に関する情報を収集でき、適正な環境への配慮を実行できる場合もあると考えます。</p> <p>[今後の課題と認識しています。]</p>
	中間とりまとめに示すとおり、配慮書案についても、市民意見や市長意見により見直された内容が分かるように、電子縦覧すべきである。	1	<p>賛同いただいた御意見を踏まえ、条例が適正に改正されるものと考えます。</p> <p>[条例改正に反映しました。]</p>

項目	御意見の概要	件数	御意見に対する審議会の考え方（〔 〕内は事務局からの補足）
電子縦覧について	<p>インターネットを利用し情報を公開することで、図書が自宅でも閲覧できることになり、環境影響評価制度が一般市民にとって、より身近な存在になる。</p> <p>違法ハッカーなどの悪意を持った攻撃に対する防御に万全を期されたい。</p> <p>ホームページ上で準備書や評価書を見ても分からない。専門家による噛み砕いた説明が欲しい。</p>	4	<p>賛同いただいた御意見を踏まえ、条例が適正に改正されるものと考えます。</p> <p>[条例改正に反映しました。]</p> <p>京都市において、条例を運用されるなかで、検討されるものと考えます。</p> <p>[事業者と共に対策に努めます。]</p> <p>[技術指針の見直しなどで、事業者に分かり易い表記を指導します。]</p>
法対象事業に対する条例手続の付与について	<p>中間とりまとめに示すとおり、広域的な事業であるからこそ、該当地域の住民に対して、計画段階に、事業計画全体の概要や環境配慮内容を情報公開すべきである。</p>	1	<p>賛同いただいた御意見を踏まえ、条例が適正に改正されるものと考えます。</p> <p>[条例改正に反映しました。]</p>

項目	御意見の概要	件数	御意見に対する審議会の考え方（〔 〕内は事務局からの補足）
<p>法対象事業に対する条例手続の付与について (つづき)</p>	<p>法対象事業者にさらに条例の手続を求めるのは負担を与えるのではないか。</p> <p>手続の重複を避けるための配慮が必要である。</p> <p>環境省は、計画段階環境配慮で法対象事業に条例の手続を求めない方針ではないか。</p> <p>他府県や他自治体にまたがる案件が多い法対象事業を、京都市として判断することは、誤った判断を生みかねない。</p> <p>他の府県等にまたがる事業について、複数ルート案が設定された場合、京都市と関係の無いルートは、京都市の審査対象とならず、他のルートと複数間比較評価できないので、意味が無いのではないか。</p> <p>国においては、配慮書段階で意見を聴取する方針であるのだから、その時点で京都市としての意見を述べれば良いのではないか。</p> <p>説明会が必要なら、法で手続が設けられるのではないか。</p> <p>配慮書段階だけでなく、全ての手続において、法対象事業に条例と同じ手続を求めるべきではないか。</p>	<p>9</p>	<p>法対象事業は、条例対象事業より大規模であり、京都市の自然環境や景観に与える影響が大きいと考えられることから、条例に基づく計画段階環境配慮手続の実施を求めることが必要と考えます。</p> <p>また、事業者への負担が軽減され、適正なものとなるよう、京都市において、条例を運用されるなかで、検討されるものと考えます。</p> <p>[法対象事業も改正条例の対象としました。]</p>
<p>対象事業の拡大について (第2類事業について)</p>	<p>小規模であっても、アセス手続の対象とすること、また、環境への影響が小さいため簡素な手続とすることに賛同します。</p>	<p>1</p>	<p>賛同いただいた御意見を踏まえ、条例が適正に改正されるものと考えます。</p> <p>[改正条例規則で対象事業を見直しました。]</p>

項目	御意見の概要	件数	御意見に対する審議会の考え方（〔 〕内は事務局からの補足）
対象事業の拡大について （第2類事業について） （つづき）	第2類事業において環境への影響が大きいと考えられる場合、事後調査を求めるなどの仕組みが必要である。	1	事業規模の小さい第2類事業については、計画段階環境配慮のみを求めるべきと考えます。  〔第2類事業には事後調査を求めません。〕
	民間が行う事業について、市有地で行う場合と民有地で行う場合で、条例上異なる取扱をすることは不適切である。	2	民有地で行う事業と比べ、市有地で行う民間事業は公共性が高く、京都市の公共事業と同様に取り扱うべきと考えます。  〔市有地で行う一定規模以上の民間事業は、改正条例規則で対象事業としました。〕
対象事業の拡大について （風力発電事業）	風力発電所については、騒音や低周波による被害が考えられることから、これらを防止するため、条例対象事業に追加することに賛成である。	2	賛同いただいた御意見を踏まえ、条例が適正に改正されるものと考えます。  〔改正条例規則で対象事業としました。〕
	風力発電所の規模要件を1,500kW以上とした理由を示してほしい。  風力発電所の規模要件を1,500kW以上とすることは、実質的に1基からアセス対象とすることになり、他の事業種とのバランスを欠くのではないかと。	2	出力1,500kWの風力発電所であっても、近隣への騒音や低周波音による影響が考えられます。また、自治体の境界となる山間部の稜線周辺で設置される場合があることから、隣接する自治体と同規模にすべきと考えます。  〔改正条例規則で、1,500kW以上の風力発電所を対象事業としました。〕
	対象規模について、条例では一基当たりの能力を1500kW以上と規定すべきである。	1	風力発電所を対象事業とし、規模は合計出力を1500kW以上と規定すべきと考えます。  〔改正条例規則で、合計出力1500kW以上を対象事業としました。〕



項目	御意見の概要	件数	御意見に対する審議会の考え方（〔 〕内は事務局からの補足）
対象事業の拡大について （風力発電事業） （つづき）	風力発電所は発電施設の設置のみが問題となるのではなく、それに伴う開発行為や道路整備にも大きな環境負荷を生じる要因がある。	1	環境影響評価制度では、御意見のような開発行為や道路整備事業についても、各事業の規模要件に該当すれば、環境影響評価の対象となります。  〔御指摘の内容は、環境影響評価の対象となります。〕
	市内で事業が実施される可能性がないのではないか。	1	再生可能エネルギー固定価格買い取り制度等により風力発電事業は注目され、導入が期待されることから、京都市内でも建設される可能性はあると考えます。  〔改正条例規則で、風力発電所は、1500kW以上を対象事業としました。〕
対象事業の拡大について （宅地の造成等）	20ヘクタールから16ヘクタールと厳しくなった理由を示してほしい。	2	京都市の豊かな自然環境や景観を守るため、他の政令市の対象規模等も勘案し、現行の規模要件より更に厳しいものとするのが望ましいと考えます。  〔審議会の考え方のおりです。〕
	京都市の豊かな自然や景観を保護するため、宅地の造成について規模を引き下げることが良いことである。	3	賛同いただいた御意見を踏まえ、条例が適正に改正されるものと考えます。  〔改正条例施行規則で対象事業の見直しをしました。〕
	宅地造成等だけではなく、他の開発事業の規模要件を揃えないと合理性を欠くのではないか。	1	これまで京都市内において実施された開発事業（工業団地造成事業等）の実績はなく、今後も、同様の事業は当面予定されていないので、直ちに条例対象とする必要はないと考えます。  〔審議会の考え方のおりです。〕

項目	御意見の概要	件数	御意見に対する審議会の考え方（〔 〕内は事務局からの補足）
対象事業の拡大について （最終処分場）	<p>産業廃棄物最終処分場も、一般廃棄物と同様に第2類事業として計画段階環境配慮を求めるべきである。</p> <p>山間部への設置が多く、環境への影響も大きい産業廃棄物最終処分場は第2類事業とすべきである。</p> <p>廃棄物最終処分場は、廃棄物処理法に基づき生活環境影響調査を実施するが、自然環境への影響調査は対象外であるため、計画段階環境配慮を求めるべきである。</p>	5	<p>今後、京都市において、条例を運用されるなかで、検討されるものと考えます。</p> <p>[改正条例を運用していくなかで、引き続き検討します。]</p>
対象事業の拡大について （その他）	<p>対象事業の規模について、もっと規模を下げ、広く浅くアセスの網をかけるべきである。</p> <p>民間工場等に事前相談制度で公害の状況を提示させており、京都市の事業はもっと厳しくすべきである。</p>	2	<p>現行条例に掲げる全ての対象事業について、規模要件の見直し等の審議を行い、答申に示しました。</p> <p>[審議会の考え方とおおりです。]</p>
工事を複数回に分けた事業への制度の適用について	<p>複数回に分けた事業を対象に盛り込もうという意欲は評価できるが、制度化の前に、事業の一体性の判断基準の考え方を明らかにするべきである。</p> <p>隣接した場所とは、どの程度の範囲とするのか。</p> <p>複数の事業を合算したとしても、大規模な事業とはならないのではないのか。</p>	5	<p>京都市において、事業の一体性を判断する明確な基準について、条例を運用されるなかで、検討されるものと考えます。</p> <p>[改正条例の施行において、別途、一体性の判断基準を定めます。]</p>
	<p>明らかに条例逃れでの複数工事の場合は、企業名を公表すべきである。</p>	1	<p>条例違反が明らかな場合は、条例の規定により、違反の内容を公表することができることとなっています。</p>

項目	御意見の概要	件数	御意見に対する審議会の考え方（〔 〕内は事務局からの補足）
その他 (特定地域)	<p>特定地域に京北町も入っているのか。特定地域の範囲が不明確だ。</p>	1	<p>右京区京北地域も特定地域に含まれます。</p>
	<p>京都市のほぼ全域を特定地域とするならば、対象規模要件を特定地域とそうでない地域とに分ける必要があるのか。</p> <p>市域のほとんどが特定地域とするならば、高度集積地区を特定地域として規制を緩めると表現した方が理解しやすい。</p>	2	<p>現行条例において、自然環境や景観等の保全のため、関係する法律・条例に基づき指定した都市計画区域外や鳥獣保護区、風致地区、修景地区等の15の地区を「特定地域」と定めています。さらに自然環境の保全を推進するため、これまでの範囲に市街化調整区域を加えるべきと考えます。その結果、京都市のほぼ全域が特定地域となります。</p>
その他 (別に定める地域)	<p>検討している対象地域を示しておくべきである。</p> <p>貴重な生態系や、周辺の生態系を維持するために必要な区域(湿地等)なども保全すべき対象である。対象となる区域の検討に当たっては、幅広い専門家などからの意見を聴取するべきである。</p> <p>制度化の前に対象事業の定義を合理的な形で示す必要がある。</p>	3	<p>京都市において、条例を運用されるなかで、検討されるものと考えます。</p> <p>なお、希少な動植物の生息に影響を及ぼす地域を想定した「別に定める地域」の指定にあたっては、幅広い市民等の意見を参考に、京都市環境影響評価審査会において審議されるものと考えます。</p> <p>[地域の指定にあたっては、京都市環境影響評価審査会の審議を経て定めることとなります。]</p>
その他	<p>隣接した位置に清掃工場、住宅開発等が同時に実施される場合、供用後の環境への複合的な影響が懸念されるため、計画段階環境配慮の審査の際には、複合的な影響に配慮した審査が必要である。</p>	1	<p>相互に関連する事業を実施する場合は、条例の規定により、併せて環境影響評価手続を実施することが可能です。</p>
	<p>市の境界付近で事業計画がある場合、関係市町村の意見を聴取するのか。</p>	1	<p>京都市において、条例を運用されるなかで、場合によっては、関係自治体の意見を聴取されるものと考えます。</p> <p>[関係自治体と調整を行います。]</p>

項目	御意見の概要	件数	御意見に対する審議会の考え方（〔 〕内は事務局からの補足）
その他 (つづき)	事後調査報告書を提出した段階で寄せられた意見は、どのように反映されるのか。	1	寄せられたご意見は、京都市から事業者へ伝えられるものと考えます。  〔条例上の規定はありませんが、事業者へ伝えます。〕
	事後調査報告書の提出は、工事途中段階であっても、ある程度環境影響が明らかになった時点で報告書を提出すべきである。	1	京都市において、個々の事業特性に応じて条例を運用されるものと考えます。  〔状況に応じて、指導を行います。〕
	<p>配慮書には、可能な限りの環境配慮の記載を求め、準備書では、環境配慮の再検討を行い、環境保全措置として整理するのが望ましい。</p> <p>計画段階で事業者が検討した配慮事項が、以降の手続で反映されているか確認すべきである。</p> <p>複数案の検討の際、複数案のひとつとして、事業を実施しない案を含めることが望ましい。</p> <p>配慮書案の提出時期が遅いと意味がなくなるので、早期の提出を求めるべきである。</p> <p>計画段階配慮手続が加わり、事業者の時間的、コスト的な負担が増えることが予想される。事業者の負担の軽減という観点から、適切なティアリング*の導入が成されるべきである。（※先行評価の活用）</p>	6	<p>京都市において、条例を運用されるなかで、検討されるものと考えます。</p> <p>〔改正条例規則や技術指針の見直し等に反映しました。〕</p>

項目	御意見の概要	件数	御意見に対する審議会の考え方（〔 〕内は事務局からの補足）
その他 （つづき）	<p>（つづき） 隣接地で事業を行う場合、既存の事業の環境影響をどのように評価し、どのような環境保全対策を講じさせようとするのか、考え方を明らかにするべきである。</p>		
	<p>貴重な動植物の保護のため、生育・生息地の位置情報を伏せる等の配慮についてルールを定めておくべきである。</p>	2	<p>京都市において、条例を運用されるなかで、御意見の趣旨を踏まえ、検討されるものと考えます。</p> <p>[京都市環境影響評価審査会が公開範囲を決めます。]</p>